

南相馬市みらい育成修学資金条例の概要(改正後 素案)

令和5年度から改正 ※貸付区分及び金額の改正					令和4年度から追加 ※新規制度
制度	育英資金貸付制度	看護師等修学資金貸付制度	保育士等修学資金貸付制度	修学資金給付制度	介護福祉士等修学資金貸付制度
趣旨	南相馬市出身の学生又は生徒であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して育英資金を貸付けることにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与する。	看護師、准看護師、保健師及び助産師等を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来市内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の充足に資するとともに、地域医療の向上に寄与する。	保育士等養成学校に在学する者で、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、市内私立保育士等の充足及び定着化を図る。	南相馬市出身の学生であって、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して修学資金を給付することにより、修学の機会を確保し、もって教育の機会均等に寄与する。	介護福祉士、社会福祉士等を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来、市内福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸付けることにより、修学を容易にし、もって市内介護事業所等における人材の充足及び定着を図る。
対象の学校等	大学、短大、高専、専修学校、高校	保健師、助産師、看護師又は准看護師等の養成施設	保育士及び幼稚園教諭の養成施設(通信制を除く)	大学	介護福祉士及び社会福祉士等の養成施設
金額	【改正後】 大学・短大 月額64,000円以内 ※医師・獣医師を含む 高専・専修 月額40,000円以内 高等学校 月額18,000円以内 入学資金 400,000円以内 ※高等学校を除く 【改正前】 大学(医師・獣医師) 月額60,000円 大学・短大 月額48,000円 高専・専修 月額35,000円 高等学校 月額18,000円	①授業料相当の資金 【保健師、助産師又は看護師等の養成施設】 授業料相当の資金:月額45,000円以内 【准看護師の養成施設】 授業料相当の資金:月額34,000円以内 ②生活費相当の資金 月額55,000円以内 ③入学資金 40万円以内	①授業料相当の資金 月額50,000円以内 ②入学資金 40万円以内 ③就職準備の資金 40万円以内	月額40,000円	①授業料相当の資金 月額50,000円以内 ②生活費相当の資金 月額55,000円以内 ③入学資金 40万円以内
対象者	①大学等に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④国、県又は他の団体から同種類の育英資金の貸付又は給付を受けていない者 ⑤看護師等修学資金、保育士等修学資金、介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者	①看護師等の養成施設に在学している者で、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所において看護師等の業務に従事する意思がある者 ②福島県保健師等修学資金の貸付けを受けていない者 ※学生を対象としているため、勤めながらの申請は不可。	①養成施設等に在学している者で、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事する意思のある者 ②福島県保育士修学資金の貸付けを受けていない者	①大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④世帯に市税等の滞納がない者 ⑤国、県又は他の団体から同種類の修学資金の貸付け又は給付を受けていない者 ⑥看護師等修学資金、保育士等修学資金、介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者	①養成施設等に在学している者で、将来市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事する意思のある者 ②福島県介護福祉士修学資金の貸付けを受けていない者 ※学生を対象としているため、勤めながらの申請は不可。
給付及び貸付期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間
返還債務の免除	次の全ての要件に該当した場合は、返還債務の一部を免除。 (平成31年4月1日以後に返還を開始する者) ①大学等を卒業後、育英資金の貸付けを受けた期間と同期間、継続して市内に住所を有していること。 ②市内に住所を有している間、就業していること。 ③育英資金の返還を滞納していないこと。 ④市税を滞納していないこと。 ⑤修学資金の給付を受けていないこと。 ※通常枠…返還未済額の1/2の額を免除 ※看護師等、保育士等、介護福祉士、社会福祉士枠…返還未済額的全額を免除	看護師等養成施設を卒業した後、直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関又は福祉事業所において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したときは、返還債務を全部免除。	保育士等養成施設等を卒業した後、直ちに市内の私立保育園等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、保育士等の業務に従事したときは、返還債務を全部免除。 ただし、授業料相当の資金以外の修学資金の貸付けに係る保育士等の業務従事期間は2年とする。		介護福祉士等養成施設等を卒業した後、直ちに介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付けを受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したときは、返還債務を全部免除。
改正の施行日	令和5年4月1日				公布の日から施行

◆育英資金貸付制度と他の貸付制度※の併用は不可。(※=保育士等修学資金貸付制度、看護師等修学資金貸付制度、介護福祉士等修学資金貸付制度)

◆育英資金貸付制度と修学資金給付制度の併用は可。併用の場合、育英資金の返還免除を受けることは不可。

◆R4. 9の条例改正にあわせ育英資金貸付返還全額免除に「社会福祉士」を追加する。(南相馬市育英資金貸付規則を改正)